

民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書

さきの大戦で、沖縄においては一般住民を巻き込んだ国内唯一の壮絶な日米の地上戦が行われ、アメリカ軍の10・10空襲や艦砲撃など地上・海上からの戦闘行為等が原因で多くの県民が命を失い、数え切れない肉体的・精神的障害を生み出し、甚大な財産的損害をこうむり、言語に絶する苦しみや悲しみを体験し今日に至っている。

南洋戦においても、南洋群島に移住していた多数の一般県民を含む、多数の沖縄県人が死亡している。沖縄戦・南洋戦の生存被害者は間もなく戦後70年を迎える現在、平均年齢が80歳を超えている。

戦争を開始し続行してきた国には、戦争被害にけじめをつけ、これを補償する条理上の、法的な責任があり、行政や立法により解決すべき責任がある。

アジア太平洋戦争の「沖縄戦」「南洋戦」における一般民間戦争被害者のうち戦傷病者戦没者遺族等援護法により援護された被害者以外の数多くの未補償の被害者（死没者の場合はその遺族）に対して国の責任において援護措置を決定し、相当の援護金等を支給する「新たな援護法」を制定することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月27日

沖 縄 県 議 会

衆 議 院 議 長	}	宛て
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
厚 生 労 働 大 臣		
沖縄及び北方対策担当大臣		